

# 阿波市土木工事写真管理基準

平成22年4月1日

## (適用範囲)

1. この阿波市土木工事写真管理基準は、阿波市が発注する土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

## (工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。
  - (1) 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む）
  - (2) 施工状況写真
  - (3) 施工体制写真
  - (4) 安全管理写真
  - (5) 使用材料写真
  - (6) 品質管理写真
  - (7) 出来形管理写真
  - (8) 災害写真
  - (9) その他（公害、環境、補償等）

## (工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。
  - (1) 撮影頻度  
工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。
  - (2) 撮影方法  
写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとし、原則として起点側から撮影するものとする。
    - ① 事業名
    - ② 工事名
    - ③ 工種等
    - ④ 測点（位置）
    - ⑤ 設計寸法・実測寸法
    - ⑥ 略図なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

## (写真の省略)

4. 工事写真は次の場合は省略できるものとする。
  - (1) 写真管理について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略できるものとする。
  - (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況（形状寸法、数量）のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとする。
  - (3) 監督員が臨場して段階確認し、撮影した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略することができる。

## (写真の種別)

5. 写真はカラー写真とする。

## (写真の大きさ)

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。
  - (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又は、パノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。
  - (2) 監督員が指示するものはその指示した大きさとする。

## (工事写真帳の大きさ)

7. 工事写真帳は、原則としてA4版とする。

(工事写真の提出部数及び形式)

8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 工事写真として、工事写真帳とデジタル写真の場合は併せて電子媒体を工事完成時に各1部提出する。ただし、竣工写真については監督員の指示した部数を提出する。
- (2) 電子媒体は、CD-ROMを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。
- (3) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1／8まで）を原則とし、これ以外による場合には監督員の承諾を得るものとする。

(工事写真の整理方法)

9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。

- (1) 工事写真帳の整理については、分類毎に別紙撮影箇所一覧表の撮影頻度に基づき撮影した写真のうち、工事写真として提出頻度に基づき、貼付整理するものとする。
- (2) 写真帳にはインデックスシール等により見出しラベルを付けるものとする。
- (3) 完成写真・着手前写真は見開きの左右に比較できるように、左側に完成写真・右側に着手前写真を配置するものとする。

(留意事項等)

10. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項に留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 監督員の承諾を得た場合は、施工状況等の写真に加えて、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に、注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付するものとする。
- (5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数80万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙は通常の使用条件のもとで5年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
- (6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については類似工種を準用するものとする。
- (7) 完成写真・着手前写真は同一場所から撮影するものとする。

附則

この基準は、令和6年11月5日から施行する。

別紙 撮影箇所一覧表

整理番号	区分	分類	撮影項目	時期	撮影頻度	提出頻度	摘要
1	完成	完成	全景又は起点・中間点・終点	完成	施工完了後 1回	施工完了後 全数	
2	着手前	着手前	全景又は起点・中間点・終点	着手前	着手前1回	着手前全数	
3	施工体制	施工体制	現場代理人・主任技術者	選任後及び 変更後	各1回	各1枚	
			施工体制台帳現場備え付け	設置後	施工中1回	全景1枚	下請契約を締結 する全ての工事
			施工体系図及び下請人への 通知文の現場掲示	掲示後	施工中1回	全景1枚	同上
			建設業許可標及び建退共シ ールの現場掲示	掲示後	施工中1回	全景1枚	
			労災関係の規定の現場掲示	掲示後	施工中1回	全景1枚	
			標準断面図版の現場掲示	掲示後	施工中1回	全景1枚	請負金額 200万円以上
4	安全管理	安全管理	各標識類の設置状況	設置後	各種類毎に 1回	全景1枚	
			各種保安施設の設置状況	設置後	各種類毎に 1回	全景1枚	
			監視員交通整理状況	作業中	各1回	全景1枚	
			安全訓練等の実施状況	実施中	実施毎に 1回	不要	安全訓練等実施 報告書に添付
5	品質管理	必須及び その他 項目	各試験項目	試験 実施中	各工種、材質、 配合、試験、 毎に1回	代表箇所 各1枚	
6	施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月末	月1回	不要	履行報告書に 添付
			施工中の写真(種別毎)	施工中	細別毎に1回	全数(工種別 の全景を含む)	
			施工機械の状況	施工中	機種毎に1回	全数	
		仮設(指定)	使用材料仮設状況形状寸法	施工前、中、後	細別毎に1回	全数	
		図面との 不一致	図面と現地との不一致の写真	発生時	必要に応じて	不要	別途協議時
7	出来形管理	完成後、 不可視部分 の各工種	形状寸法(位置、幅、厚さ、 長さ、高さ、深さ、間隔、偏 心量等)、設置状況、数量	施工後 (埋め戻し 前等)	全数	全数	
		完成後、 可視部分 の各工種	起点、中間点、終点の最低 3箇所の形状寸法(位置、 幅、厚さ、長さ、高さ、 深さ、間隔、偏心量等)、 設置状況、数量	施工後	細別毎全数	全数	
8	災害写真	被災状況	被災状況及び被災規模等	被災中、 被災後	その都度	適宜	
9	補償関係	補償関係	被害又は損害状況等	発生前、 発生時、 発生後	その都度	適宜	
10	事故状況	事故状況	事故状況及び規模等	事故時、 事故後	その都度	適宜	別途協議時
11	環境対策	イメージ アップ対策	各施設設置状況	設置後	細別毎1回	全数	
		廃棄物 対策等	建設発生土搬入・搬出状況、 建設廃棄物処理状況	施工中	細別毎各1回	全数	
12	その他	工事看板	工事看板	設置後	施工中1回	全景1枚	